2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　（略）

二　次の事項を記載した書類

イ　認証に関する業務を行う組織に関する事項

ロ　職員、登録認証機関が委嘱する外部の委員その他の認証に関する業務に従事する者の氏名、略歴及び担当する業務の範囲

ハ　イ及びロに掲げるもののほか認証に関する業務の実施方法に関する事項

ニ　認証に関する業務以外の業務を行っている場合は、当該業務の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項

ホ　認証に関する業務又はこれに類似する業務の実績がある場合は、その実績

三　認証に関する業務から生ずる損害の賠償その他の債務に対する備え及び財務内容の健全性に関する事項を記載した書類

四　（略）

五　主要な株主の構成（当該株主が法第十六条第一項第二号に規定する被認証事業者である場合には、その旨を含む。）を記載した書類

六　（略）

3　第一項の申請書の提出は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）を経由して行うものとする。

（登録認証機関の登録の区分）

第四十条　法第十四条第一項の農林水産省令で定める区分は、次のとおりとする。

一　法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格（飲食料品に係るものに限る。）

二　法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格（木材又は竹材に係るものに限る。）

三　法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格（前二号に掲げるものを除く。）

四　法第二条第二項第二号に掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格（個人の能力に関する基準を内容とするものに限る。）

五　前各号に掲げる日本農林規格以外の日本農林規格

（登録認証機関登録台帳への記載）

第四十一条　法第十六条第一項の登録は、別記様式第二号による登録認証機関登録台帳に記載して行う。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　（略）

二　次の事項を記載した書類

イ　認定に関する業務を行う組織に関する事項

ロ　職員、登録認定機関が委嘱する外部の委員その他の認定に関する業務に従事する者の氏名、略歴及び担当する業務の範囲

ハ　イ及びロに掲げるもののほか認定に関する業務の実施方法に関する事項

ニ　認定に関する業務以外の業務を行っている場合は、当該業務の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項

ホ　認定に関する業務又はこれに類似する業務の実績がある場合は、その実績

三　認定に関する業務から生じる損害の賠償その他の債務に対する備え及び財務内容の健全性に関する事項を記載した書類

四　（略）

五　主要な株主の構成（当該株主が法第十七条の二第一項第二号に規定する被認定事業者である場合には、その旨を含む。）を記載した書類

六　（略）

（新設）

（登録認定機関の登録の区分）

第四十条　法第十六条第一項の農林水産省令で定める区分は、次のとおりとする。

一　飲食料品（第四号から第六号までに掲げるものを除く。）

二　畳表及び生糸

三　一般材、押角、耳付材、合板（航空機用のものを除く。）及び床板

四　地鶏肉、有機農産物（当該農産物の生産に用いた種苗のは種又は植付けの二年前（多年生の植物から収穫されるものにあつては、その収穫の三年前）から当該農産物の収穫に至るまでの間、化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（使用することがやむを得ないものとして農林水産大臣が定めるものを除く。以下この号において「化学農薬等」という。）を使用しないほ場（当該農産物の収穫の一年前から収穫に至るまでの間、化学農薬等を使用しないほ場であつて、当該農産物の収穫後も引き続き化学農薬等を使用しないことが確実であると見込まれるものを含む。）において収穫された農産物であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）、有機加工食品（有機農産物加工食品（専ら有機農産物を原料又は材料として製造し、又は加工した飲食料品であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。）、有機畜産物加工食品及び有機農畜産物加工食品をいう。以下同じ。）、有機飼料及び有機畜産物

五　生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉、生産情報公表農産物、生産情報公表加工食品及び生産情報公表養殖魚

六　定温管理流通加工食品

（登録台帳への記帳）

第四十一条　法第十七条の二第一項の登録は、別記様式第二号による登録台帳に記帳して行う。